



## 【 掲載記事 】

- p2 話題 …… 「県政記念館見学会 ―修復工事にみる伝統技術職人の技― 」が  
開催されました。
- p3 保全情報 …… 庁舎における冬期の結露について
- P4 Q & A …… 国の建築物のエレベーターの点検等について教えてください。
- p5 施設整備紹介 …… 自動車検査独立行政法人 北陸信越検査部 長岡事務所 検査場が  
完成しました。
- p6 情報ヘッドライン



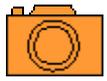
県政記念館（旧新潟県議事堂）

- 事業者 : 新潟県
- 所在地 : 新潟市一番堀通3-3
- 構造規模 : 木造2階建、中央部一部3階  
八角塔屋付、棧瓦葺  
建築面積 約680㎡  
延べ面積 約1,208㎡
- 創 建 : 明治16年3月
- 備 考 : 国重要文化財。新潟県議事堂は、明治16年（1883年）3月創建の擬洋風建築。新潟県出身の建築家星野総四郎が設計・監督。建設位置は、信濃

川河畔の白山公園に隣接する。以来、県議事堂として50年にわたり役割を果たした後、昭和7年（1932年）、新設の県庁内に議場が移されたため廃止された。その後、郷土博物館、県庁分館などに使われてきたが、昭和44年（1969年）3月、府県会開設期における、現存唯一の価値の高い議事堂の遺構として重要文化財に指定された。修復後、昭和50年（1975年）4月から「新潟県政記念館」として公開されている。平成16年から18年にかけて大規模な修復工事が行われた。

国土交通省北陸地方整備局営繕部

国土交通省北陸地方整備局金沢営繕事務所



## 「県政記念館見学会－修復工事にみる伝統技術職人の技－」が開催されました。

昨年11月12日（日）、平成18年度公共建築月間のイベントとして、「県政記念館見学会－修復工事にみる伝統技術職人の技－」が開催されました。

「県政記念館」は明治16年に建てられ、昭和7年までの約50年間、新潟県議会議事堂として使用された建物です。明治前期における県議会議事堂としては現存する我が国唯一の遺構であり、当時の職人が自前の技術で木造洋風建築に挑んだ傑作と言われ、昭和44年には国の重要文化財に指定され、昭和50年より一般公開されています。平成16年から18年の3箇年で大規模な修復工事が行なわれたことを契機として、修復工事に携わった職人さんが伝統技術をわかりやすく紹介する見学会を開催したものです。

当日は、自由見学会に先立ち「県政記念館の歴史的背景について」と題して(財)文化財建造物保存技術協会東京支部の矢野昭洋氏の講演があり、引き続き修復工事に携わった基礎工、漆喰塗り、木細工、瓦葺き、和紙貼りの職人さんによる伝統技術や修復工事時の苦労話などの紹介が、トークセッション形式で行われました。見学会では修復工事後の館内を自由に見ていただくとともに、各職人さんには現地で参加者からの質問等に答えていただきました。

短い時間ではありましたが、事前の参加定員80名を上回る88名の方からの申し込みがあり、また当日の天候（非常に寒かった）にもかかわらず、75名の方に参加いただき、好評のうちに終わることができました。あらためて感謝を申し上げます。



矢野昭洋氏の講演



職人さんによるトークセッション



自由見学会  
(修復工事における出土品及びパネルの展示)



## 庁舎における冬期の結露について

毎日寒い日が続いていますが、今回はそのようなときに発生する困った現象である庁舎における結露について、その発生原因と対策等について紹介いたします。



### 【結露とは】

「結露」という現象は、技術書では「水蒸気を含んだ空気が、冷たい物体の表面に接触し、露点温度以下に冷やされると空気中の水蒸気が凝縮して水滴となり、物体表面に付着する現象」と説明されています。

よく冷えた飲み物が注がれたガラスの表面に水滴が付く現象もその一つで、ごく普通にみられる自然現象です。

### 【庁舎内で冬期に生じる結露】

冬場の寒い日、暖房している部屋の外部に面した窓ガラスに細かい水滴が付着して曇っていたり、サッシ枠や外壁の室内に面した部分が水滴で濡れている状況を見かけたことがあると思います。これらが庁舎内で冬期にみられる結露現象の代表的なものです。

放っておくと、さびや腐食により建築物の耐久性が低下するだけでなく、カビが発生したりして保健衛生上も好ましくない状況になってしまいます。

### 【結露発生の原因】

前述の結露は、窓ガラスやサッシ枠、外壁等の室内に面した部分が室内空気の露点温度以下に冷やされてしまうため発生するもので、原因として以下のものが考えられます。

- ①取り付けられている窓が、単層ガラスやアルミサッシ枠等、断熱性の高くない材料や構造でつくられているため。
- ②空調設備の湿度設定値（暖房時は一般的に40%程度）が高すぎて（60%等）、適切でないため。
- ③厨房、湯沸室、浴室等から発生した多量の水蒸気が流れ込んでくるため。

### 【結露対策、対応方法】

窓ガラスやサッシ枠等が結露で濡れてしまった場合には放置せず、こまめに拭き取り、カビの発生等を防ぐようにしてください。

結露を発生させないためには、発生の原因を取り除くことが一番です。具体例を以下にいくつか挙げます。

- ①厨房、湯沸室、浴室等多量の水蒸気が発生する室を使用するときは、十分に換気を行い、他の室に湿気が流出しないようにする。
- ②空調設備を構成する加湿器の湿度設定値が適切であるか、毎年暖房開始前に確認する。
- ③複層ガラスや断熱サッシ等に交換する。
- ④壁、屋根、床面等の構造体の外気に面する部分に断熱材を取り付ける。
- ⑤天井面の空調吹出口やファンコイルユニット吹出口の羽根の向きを、温風が直接窓ガラス面に当たるように調整する事により、ガラス面の温度低下を防ぎ、結露の発生量を軽減する。

以上、工事を伴うもの、運用や維持管理で対応できるもの等、一般的な対応例として示しましたが、実際には、結露の発生場所や発生状況は、建具、構造、構造体の材質、空調方式、建物用途等の違いにより、建物毎に異なるため、それぞれ適した対応方法や防止対策を、各施設毎に確認の上、対応をしていただきたいと思います。

なお、技術的なことでお困りの際は、「公共建築相談窓口」等を活用して下さい。



## Q&A・・・国の建築物のエレベーターの点検等について教えてください。



る資格を有する者に、損傷、腐食その他劣化の状況の点検をさせなければならない、とされています。

Q：国の建築物のエレベーターの点検等について教えてください。

A：国の建築物のエレベーターの点検、点検周期、点検資格者等については、「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）」、「人事院規則10-4の運用について（通知）」（以下「人事院規則10-4の運用」と記述します）、「建築基準法」、「労働安全衛生法」等により規定されておりますので、その概要を紹介いたします。

### 【検査・点検について】

国のエレベーター、ボイラーなどの設備等は、「人事院規則10-4」第32条で、「設置検査」、「変更検査」、「性能検査」、「定期検査」等を、それぞれ行なわなければならないとされ、第32条第2項では、検査記録の作成が規定されています。さらに第33条では設備等を設置、変更若しくは廃止した場合、各省各庁の長は人事院に届けなければならないとされています。また、「人事院規則10-4の運用」により検査の項目及び回数が規定されています。

「建築基準法」第12条第4項では、国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物のエレベーターについて、施設の規模に関わりなく、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定め

### 【検査・点検の項目及び回数について】

「人事院規則10-4」第32条による国の建築物のエレベーターの検査には、「設置検査」、「変更検査」、「性能検査」及び「定期検査」がありますが、検査項目及び検査回数は、「人事院規則10-4の運用」別表7から9に掲げられています。検査項目は、昇降路又はガイドレール、巻上機又は原動機、ワイヤロープ等です。検査回数は、性能検査等については1年に1回、定期点検については1ヶ月以内毎に1回とされています。

また、建築基準法においても、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機について、1年以内ごとに定期点検を行うことが定められています。

### 【資格者について】

資格としては、昇降機検査資格者、建築基準適合判定資格者、一級建築士、二級建築士等が挙げられます。検査・点検は専門機関に委託することが一般的です。

### 【国家機関の建築物等の保全について】

「官公庁施設の建設等に関する法律」第11条においても「各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯施設を、適正に保全しなければならない。」と定められています。適切な保全に努められますよう、どうぞよろしくお願いいたします。



## 自動車検査独立行政法人 北陸信越検査部 長岡事務所 検査場が完成しました。

平成18年5月、北陸地方整備局営繕部が整備を進めておりました自動車検査独立行政法人北陸信越検査部 長岡事務所の検査場が完成しました。

建て替え前の検査場は、自動車検査場（昭和43年建設）と黒煙測定検査場（昭和50年建設）の2棟で検査業務を行っていましたが、経年により劣化が著しく、業務に支障をきたしていました。このため、業務効率の向上、サービスの向上等を図るため、施設整備を行うこととなったものです。整備局は、仮設検査場の設置、既存検査場2棟の取壊し、1棟に集約した検査場の新築等、一連の整備事業を行いました。

検査場は、車両の動線、駐車スペースの確保に配慮して、既存自動車検査場の位置での建て替えとしました。

建物の外観は、敷地周辺の工場、自動車整備場などが立ち並ぶ中で、シンボリックな建物で、利用しない人にも公共の施設である検査場をアピールできるよう、金属板とカーテンウォールの組み合わせとしました。また、建物外観の色彩は、アルミ素地の色であるシルバーとすることにより清潔感を持たせています。

新築した検査場では、黒煙測定を行うDS・測定コース（ディーゼルスモークを測定するコース）、二輪車専用の二輪コース、大小兼用コース、及び小型コースの4コースを設置しています。また、検査コースに沿って、専用の見学者用通路を併設しており、「ユーザー車検」の予定者等は、実際に検査の様子を安全に見学することができます。



検査場外観



検査場内部

- 所在地 : 新潟県長岡市撰田屋町字外川2643-1
- 構造 : 鉄骨造1階建て
- 延べ面積 : 約1462㎡

新築検査場 整備データ

自動車の検査は、検査を行う車両の種類ごとに流れ作業で行われます。検査場の床には、下廻りの検査を行うためのピットと、検査機械を設置するためのピット（機械プールピット）が設けられています。

今回新築した検査場が、独立行政法人制度の基本である「自律性」、「自発性」、及び「透明性」を發揮しつつ、質の高いサービスを効率的かつ効果的に提供できる施設となることを願っています。



検査ピット

## 情報ヘッドライン

■「公共建築相談窓口」を右記のとおり開設しております。質問・相談等ありましたら、どうぞ御気軽に御連絡ください。

### 公共建築相談窓口

■北陸地方整備局 営繕部 計画課

T E L 025-280-8880 (代表)

F A X 025-370-6504

e-mail pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp

■北陸地方整備局 金沢営繕事務所 技術課

T E L 076-263-4585 (代表)

F A X 076-231-6369

受付時間 午前9:00～午後5:00

(土日、祝日、年末年始を除く)

eメール、FAXは24時間受付

平成19年 2月発行 通巻10号

編集：北陸地方整備局営繕部

金沢営繕事務所

ホームページアドレス <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/>

電話025-280-8880 (代表)

FAX 025-370-6504

電話076-263-4585 (代表)

FAX 076-231-6369

えいぜん通信@北陸は、北陸地方整備局のホームページでも読むことができます。  
北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所の業務全般に関しても、北陸地方整備局のホームページで紹介しております。どうぞ、ご覧ください。